

## 佐賀県森林審議会森林保全部会の審議結果について

- ・林地開発行為の許可について 1件（令和6年度12月～11月末時点）

### ① 株式会社タニグチ産業（巣木工場）による林地開発許可（変更）申請について

- ・開発行為に係る森林：唐津市巣木町巣木字室園 1177番1外2字25筆
- ・開発の目的：土石等の採取及び残土処分場
- ・開発行為に係る森林面積：6.3301ha（変更前：5.0646ha）
- ・主な変更点：事業区域、開発区域の拡大
- ・現地調査及び審議：令和7年4月21日
- ・佐賀県知事への答申：令和7年5月12日妥当であると答申
- ・申請日：令和7年2月10日
- ・許可日：令和7年5月19日

## 株式会社タニグチ産業による林地開発許可申請(変更)説明資料

令和7年4月21日（月）  
唐津市厳木町厳木地内

# 森林法に定める審査

審査表						
申請者	株式会社タニグチ産業 代表取締役 副島 浩次		開発の目的	土石等の採取及び残土処分場		
開発に係る森林	唐津市厳木町厳木字室園1177番1外2字25筆（変更後） 唐津市厳木町厳木字室園1177番1外2字21筆（変更前）					
申請の種類	変更					
申請日	令和7年2月10日	受理日	令和7年2月10日	進達日	令和7年2月17日	
現在の完了予定年月日	令和8年8月10日	変更後の完了予定年月日	—			
開発の規模	区分	今回申請	現在許可	増減	備考	
	①開発に係る森林面積	6.3301ha	5.0646ha	1.2655ha		
	②地域森林計画対象森林面積	12.8125ha	12.3219ha	0.4906ha		
	③開発区域面積	16.7583ha	15.0118ha	1.7465ha		
	④事業区域面積	23.9383ha	22.8559ha	1.0824ha		
	⑤切土量	7,073,778m <sup>3</sup>	5,909,459m <sup>3</sup>	1,164,319m <sup>3</sup>		
	⑥盛土量	225,768m <sup>3</sup>	163,492m <sup>3</sup>	62,276m <sup>3</sup>		
権限の取得状況	同意取得済					
関係地区との協議状況	同意取得済					
隣接地権者の同意	同意取得済					
残置森林（造成森林）等の配置に関する事項	区分	今回申請	現在許可	増減	備考	
	①残置森林面積	6.4824ha	7.2573ha	-0.7749ha		
	②保全帯面積	7.1771ha	7.8441ha	-0.6670ha		
	③造成森林面積	0.3086ha	0.0000ha	0.3086ha		
	④対象外森林面積	0.6947ha	0.5868ha	0.1079ha		
	⑤造成緑地面積	10.8060ha	14.7807ha	-3.9747ha		
	⑥残置森林率	—	—	—		
⑦森林率	—	—	—			
他法令の許認可	法令名等【申請名等】			状態	時点	備考
	採石法第33条の5第1項【採取計画変更認可申請書】			提出済	R7.2.10	
	農地法第5条【農地法第5条の規定による許可申請書】			提出済	R7.2.10	
	唐津市法定外公共物管理条例第4条【法定外公共物（里道、水路）付替え協議書】			提出済	R7.1.31	
	文化財保護法第93条【埋蔵文化財の所在の有無及びその取扱いについて（照会）】			提出済	R7.1.31	
	土壤汚染対策法第4条第1項【一定の規模以上の土地の形質の変更届出書】			提出済	R7.1.30	
国土利用計画法第23条第1項【土地売買等届出書】			提出済	R7.1.31		

# 森林法に定める審査

審査項目	許可基準	計画内容と審査																																																																
1 災害の防止 (法面勾配等について)	<p>✓森林法第10条の2第2項第一号 ✓佐賀県林地開発許可の手引き第4節技術基準第1 2切土、盛土又は捨土</p> <p>(2) 切土は次によるものであること。            ア 法面の勾配は、地質、土質、切土高、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案して、現地に適合した安定なものであること。            イ 土砂の切土高が10 メートルを超える場合には、原則として、高さ 5 メートルないし10 メートルごとに小段を設置するほか、必要に応じ排水施設を設置する等崩壊防止の措置が講ぜられていること。            ウ 切土を行った後の地盤に滑りやすい土質の層がある場合には、その地盤にすべりが生じないように杭打ちその他の措置が講ぜられていること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地山の土質</th> <th>切土高</th> <th>勾配</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>硬岩</td> <td></td> <td>1:0.3~1:0.8</td> </tr> <tr> <td>軟岩</td> <td></td> <td>1:0.5~1:1.2</td> </tr> <tr> <td>砂</td> <td>密度でない粒度分布の悪いもの</td> <td>1:1.5~</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">砂質土</td> <td>5m以下</td> <td>1:0.8~1:1.0</td> </tr> <tr> <td>5~10m</td> <td>1:1.0~1:1.2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">砂利または岩塊混じり砂質土</td> <td>5m以下</td> <td>1:1.0~1:1.2</td> </tr> <tr> <td>5~10m</td> <td>1:1.2~1:1.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">粘性土</td> <td>10m以下</td> <td>1:0.8~1:1.0</td> </tr> <tr> <td>10~15m</td> <td>1:1.0~1:1.2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">岩塊または玉石混じりの粘性土</td> <td>10m以下</td> <td>1:1.0~1:1.2</td> </tr> <tr> <td>5~10m</td> <td>1:1.2~1:1.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 盛土は、次によるものであること。            ア 法面の勾配は、原則として1:1.43より緩勾配とし、盛土材料、盛土高、地形、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案して、現地に適合した安全なものであること。            イ 一層の仕上がり厚は、30 センチメートル以下とし、その層ごとに締め固めを行うとともに、必要に応じて雨水その他の地表水又は地下水を排除するための排水施設の設置等の措置が講ぜられていること。            ウ 盛土高が5 メートルを超える場合には、原則として5 メートルごとに小段を設置するほか、必要に応じて排水施設を設置する等崩壊防止の措置が講ぜられていること。            エ 盛土がすべり、ゆるみ、沈下し、又は崩壊するおそれがある場合には、盛土を行う前の地盤の段切り、地盤の土の入れ替え、埋設工の施行、排水施設の設置等の措置が講ぜられていること。</p> <p>4 法面保護の措置</p> <p>(1) 植生による保護（実播工、伏工、筋工、植栽工等）を原則とし、植生による保護が適さない場合又は植生による保護だけでは法面の侵食を防止できない場合には、人工材料による適切な保護（吹付工、張工、法枠工、柵工、網工等）が行われるものであること。工種は、土質、土壤硬度、気象条件等を考慮して決定され、適期に施行されるものであること。</p> <p>(2) 表面水、湧水、溪流等により法面が侵食され又は崩壊するおそれがある場合には、排水施設又は擁壁の設置等の措置が講ぜられるものであること。</p>	地山の土質	切土高	勾配	硬岩		1:0.3~1:0.8	軟岩		1:0.5~1:1.2	砂	密度でない粒度分布の悪いもの	1:1.5~	砂質土	5m以下	1:0.8~1:1.0	5~10m	1:1.0~1:1.2	砂利または岩塊混じり砂質土	5m以下	1:1.0~1:1.2	5~10m	1:1.2~1:1.5	粘性土	10m以下	1:0.8~1:1.0	10~15m	1:1.0~1:1.2	岩塊または玉石混じりの粘性土	10m以下	1:1.0~1:1.2	5~10m	1:1.2~1:1.5	<p>○切土法面について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>土質</th> <th>計画内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>硬岩</td> <td>残壁（最終）部分は硬岩と想定（OK）</td> </tr> <tr> <td>軟岩</td> <td>硬岩部分は1:0.6 (59度) の勾配で計画（OK）</td> </tr> <tr> <td>砂</td> <td>切土高10m以下毎に2 mの小段を設置する計画（OK）</td> </tr> <tr> <td>砂質土</td> <td>緑化</td> <td>種子吹付等を計画（OK）</td> </tr> <tr> <td>砂利または岩塊混じり砂質土</td> <td>排水</td> <td>小段に水路を設置しない計画（OK）</td> </tr> </tbody> </table> <p>○盛土法面について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>土質</th> <th>計画内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>粘性土</td> <td>勾配</td> <td>1:1.43 (35度) より緩い勾配で計画（OK）</td> </tr> <tr> <td>岩塊または玉石混じりの粘性土</td> <td>小段</td> <td>高さ 5 mごとに幅 2 mの小段を設置（OK）</td> </tr> <tr> <td>岩塊または玉石混じりの粘性土</td> <td>緑化</td> <td>種子吹付等を計画（OK）</td> </tr> <tr> <td>岩塊または玉石混じりの粘性土</td> <td>排水</td> <td>排水施設は設置しない計画（OK）</td> </tr> <tr> <td>岩塊または玉石混じりの粘性土</td> <td>転圧</td> <td>一層の仕上がり厚は、30センチメートル以下とし、その層ごとに締め固めする計画（OK）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※前回の計画から盛土の施工範囲を拡大。</p>		土質	計画内容	硬岩	残壁（最終）部分は硬岩と想定（OK）	軟岩	硬岩部分は1:0.6 (59度) の勾配で計画（OK）	砂	切土高10m以下毎に2 mの小段を設置する計画（OK）	砂質土	緑化	種子吹付等を計画（OK）	砂利または岩塊混じり砂質土	排水	小段に水路を設置しない計画（OK）	土質	計画内容	粘性土	勾配	1:1.43 (35度) より緩い勾配で計画（OK）	岩塊または玉石混じりの粘性土	小段	高さ 5 mごとに幅 2 mの小段を設置（OK）	岩塊または玉石混じりの粘性土	緑化	種子吹付等を計画（OK）	岩塊または玉石混じりの粘性土	排水	排水施設は設置しない計画（OK）	岩塊または玉石混じりの粘性土	転圧	一層の仕上がり厚は、30センチメートル以下とし、その層ごとに締め固めする計画（OK）
地山の土質	切土高	勾配																																																																
硬岩		1:0.3~1:0.8																																																																
軟岩		1:0.5~1:1.2																																																																
砂	密度でない粒度分布の悪いもの	1:1.5~																																																																
砂質土	5m以下	1:0.8~1:1.0																																																																
	5~10m	1:1.0~1:1.2																																																																
砂利または岩塊混じり砂質土	5m以下	1:1.0~1:1.2																																																																
	5~10m	1:1.2~1:1.5																																																																
粘性土	10m以下	1:0.8~1:1.0																																																																
	10~15m	1:1.0~1:1.2																																																																
岩塊または玉石混じりの粘性土	10m以下	1:1.0~1:1.2																																																																
	5~10m	1:1.2~1:1.5																																																																
土質	計画内容																																																																	
硬岩	残壁（最終）部分は硬岩と想定（OK）																																																																	
軟岩	硬岩部分は1:0.6 (59度) の勾配で計画（OK）																																																																	
砂	切土高10m以下毎に2 mの小段を設置する計画（OK）																																																																	
砂質土	緑化	種子吹付等を計画（OK）																																																																
砂利または岩塊混じり砂質土	排水	小段に水路を設置しない計画（OK）																																																																
土質	計画内容																																																																	
粘性土	勾配	1:1.43 (35度) より緩い勾配で計画（OK）																																																																
岩塊または玉石混じりの粘性土	小段	高さ 5 mごとに幅 2 mの小段を設置（OK）																																																																
岩塊または玉石混じりの粘性土	緑化	種子吹付等を計画（OK）																																																																
岩塊または玉石混じりの粘性土	排水	排水施設は設置しない計画（OK）																																																																
岩塊または玉石混じりの粘性土	転圧	一層の仕上がり厚は、30センチメートル以下とし、その層ごとに締め固めする計画（OK）																																																																

## 森林法に定める審査

審査項目	許可基準	計画内容と審査
1 災害の防止 (土留擁壁等について)	<p>✓佐賀県林地開発許可の手引き第4節技術基準第1</p> <p>2 切土、盛土又は捨土（3）</p> <p>オ 次の各号に係る盛土等のたい積に際しては、法面の安定計算を行うこととし、安全率は通常時1.2以上、地震時1.0以上であること。</p> <p>①地盤面からその直上のたい積面までのたい積物の鉛直高の最大値が10mを超えるもの</p> <p>②土留擁壁の地盤面からたい積物の天頂部の高さまでの最大値が30mを超えるもの</p> <p>3 法面崩壊防止の措置</p> <p>切土、盛土又は捨土を行った後の法面の勾配が上記2によることが困難である場合若しくは適当でない場合又は周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合には、擁壁の設置その他の法面崩壊防止の措置が適切に講ぜられており、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 「周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合」とは、人家、学校、道路等に近接し、かつ次のア又はイに該当する場合をいう。ただし、土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果、法面の安定を保つために擁壁等の設置が必要でないと認められる場合には、これに該当しない。</p> <p>ア 切土により生ずる法面の勾配が30度より急で、かつ、高さが2メートルを超える場合。ただし、硬岩盤である場合又は次の(ア)若しくは(イ)のいずれかに該当する場合はこの限りではない。</p> <p>(ア) 土質が表3の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた法面の勾配が同表中欄の角度以下のもの。</p> <p>(イ) 土質が表3の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた法面の勾配が同表中欄の角度を超え、同表右欄の角度以下のもので、その高さが5メートル以下のもの。この場合において、(ア)に該当する法面の部分により上下に分離された法面があるときは、(ア)に該当する法面の部分は存在せず、その上下の法面は連続しているものとみなす。</p> <p>イ 盛土により生ずる法面の勾配が30度より急で、かつ、高さが1メートルを超える場合</p> <p>(2) 拥壁の構造は、次によるものであること。</p> <p>ア 土圧、水圧及び自重（以下「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと。</p> <p>イ 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。この場合において、安全率は1.5以上であること。</p> <p>ウ 土圧等によって擁壁が滑動しないこと。この場合において、安全率は1.5以上であること。</p> <p>エ 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。</p> <p>オ 拥壁には、その裏面の排水を良くするため、適正な水ぬき穴が設けられていること。</p> <p>(3) 拥壁の安定計算に用いる設計条件については、表4～8を参考すること。</p>	<p>○法面の安定計算について</p> <p>※前回の計画から高さは変更なし。</p> <p>○土留擁壁の要否について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>擁壁が必要となるとなる要件に該当しないため不要。</li> </ul>

表3

土質	擁壁等を要しない 勾配の上限	擁壁等を要する 勾配の下限
軟岩（風化の著しいものを除く。）	60度 (1:0.58)	80度 (1:0.18)
風化の著しい岩	40度 (1:1.19)	50度 (1:0.84)
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土、その他これに類するもの	35度 (1:1.43)	45度 (1:1.00)

## 森林法に定める審査

審査項目	許可基準	計画内容と審査																								
1 災害の防止 (排水施設等について)	<p>✓佐賀県林地開発許可の手引き第4節技術基準第1 6排水施設</p> <p>雨水等を適切に排水しなければ災害が発生するおそれがある場合には、十分な能力及び構造を有する排水施設が設けられることが明らかであり、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) ア (ウ) b 設計雨量強度は、表14を参考として用いることとし、c による単位時間内の10年確率で想定される雨量強度とされていること。ただし、人家等の人命に関わる保全対象が事業区域に隣接している場合など排水施設の周囲にいっ水した際に保全対象に大きな被害を及ぼすことが見込まれる場合については、20年確率で想定される雨量強度を用いるほか、水防法（昭和24年法律第193号）第15条第1項第4号のロ又は土砂災害防止法第8条第1項第4号でいう要配慮者利用施設等の災害発生時の避難に特別の配慮が必要となるような重要な保全対象がある場合は、30年確率で想定される雨量強度を用いること。</p>	<p>○排水施設について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>水路名称</th> <th>洪水流量</th> <th>排水施設の流下能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①号沈殿池放流管</td> <td>0.3479m<sup>3</sup>/秒 &lt;</td> <td>0.6006m<sup>3</sup>/秒</td> </tr> <tr> <td>②号沈殿池放流管</td> <td>1.1374m<sup>3</sup>/秒 &lt;</td> <td>1.4387m<sup>3</sup>/秒</td> </tr> <tr> <td>①号排水路</td> <td>5.5210m<sup>3</sup>/秒 &lt;</td> <td>9.2696m<sup>3</sup>/秒</td> </tr> <tr> <td>②号排水路</td> <td>5.5210m<sup>3</sup>/秒 &lt;</td> <td>5.6180m<sup>3</sup>/秒</td> </tr> <tr> <td>③号排水路</td> <td>6.8404m<sup>3</sup>/秒 &lt;</td> <td>10.9678m<sup>3</sup>/秒</td> </tr> </tbody> </table> <p>全ての排水施設については50年確率雨量強度の洪水流量を流下できるよう計画されている。（OK）</p> <p>※①号沈殿池放流管のみ前回から変更なし。</p>	水路名称	洪水流量	排水施設の流下能力	①号沈殿池放流管	0.3479m <sup>3</sup> /秒 <	0.6006m <sup>3</sup> /秒	②号沈殿池放流管	1.1374m <sup>3</sup> /秒 <	1.4387m <sup>3</sup> /秒	①号排水路	5.5210m <sup>3</sup> /秒 <	9.2696m <sup>3</sup> /秒	②号排水路	5.5210m <sup>3</sup> /秒 <	5.6180m <sup>3</sup> /秒	③号排水路	6.8404m <sup>3</sup> /秒 <	10.9678m <sup>3</sup> /秒						
水路名称	洪水流量	排水施設の流下能力																								
①号沈殿池放流管	0.3479m <sup>3</sup> /秒 <	0.6006m <sup>3</sup> /秒																								
②号沈殿池放流管	1.1374m <sup>3</sup> /秒 <	1.4387m <sup>3</sup> /秒																								
①号排水路	5.5210m <sup>3</sup> /秒 <	9.2696m <sup>3</sup> /秒																								
②号排水路	5.5210m <sup>3</sup> /秒 <	5.6180m <sup>3</sup> /秒																								
③号排水路	6.8404m <sup>3</sup> /秒 <	10.9678m <sup>3</sup> /秒																								
(えん堤等について)	<p>✓佐賀県林地開発許可の手引き第4節技術基準第1 5土砂流出防止の設置</p> <p>開発行為に伴い相当量の土砂が流出する等の下流地域に災害が発生するおそれがある区域が事業区域（開発行為をしようとする森林又は緑地その他の区域をいう。以下同じ。）に含まれる場合には、開発行為に先行して十分な容量及び構造を有するえん堤等の設置、森林の残置等の措置が適切に講ぜられており、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) えん堤等の容量は、次のア及びイにより算定された開発行為に係る土地の区域からの流出土砂量を貯砂し得るものであること。</p> <p>ア 開発行為の施行期間中における流出土砂量は、表9を参考に、地形、地質、気象等を考慮の上適切に定められたものであること。</p> <p>イ 開発行為の終了後において、地表が安定するまでの期間の土砂の流出を想定し、表9を参考に別途積算すること。</p> <p>11仮設防災施設の設置等</p> <p>開発行為の施行に当たって、災害の防止のために必要なえん堤、排水施設、洪水調節池等について仮設の防災施設を設置する場合は、全体の施工工程において具体的な箇所及び施工時期を明らかにするとともに、仮設の防災施設の設計は本設のものに準じて行うこと。</p> <p>12 防災施設の維持管理</p> <p>開発行為の完了後においても整備した排水施設や洪水調節池等が十分に機能を発揮できるよう土砂の撤去や豪雨時の巡視等の完了後の維持管理方法について明らかにすること。</p> <p>なお、仮設沈殿池の有効容量は水深上部から1mを差し引いた水深により算出し、年4回以内の浚渫で必要容量を貯留できる容量とする。</p>	<p>○えん堤等の容量について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>沈殿池の必要容量</th> <th>沈殿池の設計容量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調整池</td> <td>2,072m<sup>3</sup> &lt;</td> <td>10,071m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>①号沈殿池</td> <td>14m<sup>3</sup> &lt;</td> <td>129m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>②号沈殿池</td> <td>275m<sup>3</sup> &lt;</td> <td>315m<sup>3</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>必要容量を満たす沈殿池等が計画されている。（OK）</p> <p>表9 流出土砂量 単位：m<sup>3</sup>/ha/年</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>山林</th> <th>緑地等</th> <th>裸地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事中</td> <td>1</td> <td>15</td> <td>(注) 400 (200~600)</td> </tr> <tr> <td>完了後</td> <td>1</td> <td>15</td> <td>200</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 開発行為に係る土地の区域1ヘクタール当たり1年間に、特に目立った表面侵食のおそれが見られない場合には200立方メートル、脆弱な土壤で全面的に侵食のおそれが高い場合には600立方メートル、それ以外の場合では400立方メートルとする</p>	名称	沈殿池の必要容量	沈殿池の設計容量	調整池	2,072m <sup>3</sup> <	10,071m <sup>3</sup>	①号沈殿池	14m <sup>3</sup> <	129m <sup>3</sup>	②号沈殿池	275m <sup>3</sup> <	315m <sup>3</sup>		山林	緑地等	裸地	工事中	1	15	(注) 400 (200~600)	完了後	1	15	200
名称	沈殿池の必要容量	沈殿池の設計容量																								
調整池	2,072m <sup>3</sup> <	10,071m <sup>3</sup>																								
①号沈殿池	14m <sup>3</sup> <	129m <sup>3</sup>																								
②号沈殿池	275m <sup>3</sup> <	315m <sup>3</sup>																								
	山林	緑地等	裸地																							
工事中	1	15	(注) 400 (200~600)																							
完了後	1	15	200																							

## 森林法に定める審査

審査項目	許可基準	計画内容と審査																													
2 水害の防止 (調整池等について)	<p>✓森林法第10条の2 第2項第一号の二 ✓佐賀県林地開発許可の手引き第4節技術基準第2</p> <p>開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能に依存する地域において、当該開発行為に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることができないことにより水害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであり、次に掲げるとおりとするほか、設置に当たっての計画例については別記1を参考とすること。</p> <p>✓佐賀県林地開発許可の手引き第4節技術基準第1</p> <p>7 洪水調節池等の設置等</p> <p>下流の流下能力を超える水量が排水されることにより災害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池等の設置その他の措置が適切に講ぜられており、次に掲げるとおりとする。</p> <p>なお、調整池は原則として開発区域の下流端に設置し、(中略) 調整池へ流入せずに直接下流へ放流する区域がある場合は、直接放流区域の流出量を許容放流量から先取りするものとする。</p> <p>(1) 洪水調節容量は、下流における流下能力を考慮の上、30年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるもの（中略）として設計する。</p> <p>ただし、排水を導く河川等の管理者との協議において必要と認められる場合には、50年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものとする。なお、事業区域下流の流下能力が開発後30年確率（排水を導く河川等の管理者との協議において必要と認められる場合には、50年確率）雨量強度を流下できる場合には、洪水調整池は不要であるが、他法令の基準により調整池が必要になる場合や、他法令の許認可が必要な場合、他法令の基準により調整容量が大きくなることがある。(中略)</p> <p>事業区域下流の流下能力の調査は、当該開発行為による影響を最も強く受ける3地点以上の地点を選定する。</p> <p>ただし、開発区域面積が5ha以上の大規模開発について、当該河川の改修状況に鑑みて必要があると判断される場合は、5点以上とする。</p> <p>なお、当該地点の選定に当たっては、当該地点の河川等管理者の同意を得ることとする。</p> <p>この時、洪水調整池の直接の排水先が普通河川であっても、下流部の30年確率雨量強度におけるピーク流量を流下させることができない地点が河川法に規定する河川である場合には、当該河川管理者と協議・調整すること。</p>	<p>○場外排水について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査地点</th><th>開発後の洪水流量</th><th>排水施設の流下能力</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ</td><td>7.4480m<sup>3</sup>/秒 &lt;</td><td>8.7100m<sup>3</sup>/秒</td></tr> <tr> <td>ロ</td><td>14.7120m<sup>3</sup>/秒 &gt;</td><td>8.1230m<sup>3</sup>/秒</td></tr> <tr> <td>A</td><td>15.3190m<sup>3</sup>/秒 &gt;</td><td>11.6900m<sup>3</sup>/秒</td></tr> <tr> <td>B</td><td>16.6750m<sup>3</sup>/秒 &gt;</td><td>15.1170m<sup>3</sup>/秒</td></tr> <tr> <td>C</td><td>17.2980m<sup>3</sup>/秒 &lt;</td><td>19.1600m<sup>3</sup>/秒</td></tr> <tr> <td>D</td><td>117.6300m<sup>3</sup>/秒 &lt;</td><td>366.2350m<sup>3</sup>/秒</td></tr> </tbody> </table> <p>河川管理者と協議して決定した狭窄部6地点のうち3地点で流下能力が洪水流量を下回るため、調整池が必要。 なお、狭窄部6地点については前回から変更なし。</p> <p>○調整池の全容量（調整容量+沈砂（沈殿）容量）について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調整池</th><th>調整池の必要容量</th><th>調整池の設計容量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>332,731m<sup>3</sup> &lt;</td><td>350,298m<sup>3</sup></td></tr> </tbody> </table> <p>設計容量は、調整池の沈砂（沈殿）容量を含む全容量の必要容量を満たしている。（OK）</p>			調査地点	開発後の洪水流量	排水施設の流下能力	イ	7.4480m <sup>3</sup> /秒 <	8.7100m <sup>3</sup> /秒	ロ	14.7120m <sup>3</sup> /秒 >	8.1230m <sup>3</sup> /秒	A	15.3190m <sup>3</sup> /秒 >	11.6900m <sup>3</sup> /秒	B	16.6750m <sup>3</sup> /秒 >	15.1170m <sup>3</sup> /秒	C	17.2980m <sup>3</sup> /秒 <	19.1600m <sup>3</sup> /秒	D	117.6300m <sup>3</sup> /秒 <	366.2350m <sup>3</sup> /秒	調整池	調整池の必要容量	調整池の設計容量		332,731m <sup>3</sup> <	350,298m <sup>3</sup>
調査地点	開発後の洪水流量	排水施設の流下能力																													
イ	7.4480m <sup>3</sup> /秒 <	8.7100m <sup>3</sup> /秒																													
ロ	14.7120m <sup>3</sup> /秒 >	8.1230m <sup>3</sup> /秒																													
A	15.3190m <sup>3</sup> /秒 >	11.6900m <sup>3</sup> /秒																													
B	16.6750m <sup>3</sup> /秒 >	15.1170m <sup>3</sup> /秒																													
C	17.2980m <sup>3</sup> /秒 <	19.1600m <sup>3</sup> /秒																													
D	117.6300m <sup>3</sup> /秒 <	366.2350m <sup>3</sup> /秒																													
調整池	調整池の必要容量	調整池の設計容量																													
	332,731m <sup>3</sup> <	350,298m <sup>3</sup>																													

## 森林法に定める審査

審査項目	許可基準	計画内容と審査						
3 水の確保	<p>✓森林法第10条の2第2項第2号  ✓佐賀県林地開発許可の手引き第4節技術基準第3</p> <p><b>1貯水池等の設置等</b>  他に適地がない等によりやむを得ず飲用水、かんがい用水等の水源として依存している森林を開発行為の対象とする場合で、周辺における水利用の実態等からみて必要な水量を確保するため必要があるときには、貯水池又は導水路の設置その他の措置が適切に講ぜられていること。  導水路の設置その他の措置が講ぜられる場合には、取水する水源に係る河川管理者等の同意を得ている等水源地域における水利用に支障を及ぼすおそれのないものであること。</p> <p><b>2沈砂池の設置等</b>  周辺における水利用の実態等からみて土砂の流出による水質の悪化を防止する必要がある場合には、沈砂池の設置、森林の残置その他の措置が適切に講ぜられていること。</p>	<p>○調整池、沈砂池（沈殿池）の配置について  調整池及び沈殿池が適切に配置されており、土砂の流出による水質の悪化を防止する計画と認められる。（OK）</p>						
4 環境の保全 (残置森林等について)	<p>✓森林法第10条の2第2項第3号  ✓佐賀県林地開発許可の手引き第4節技術基準第4</p> <p><b>1森林又は緑地の残置又は造成</b>  開発行為をしようとする森林の区域（開発行為に係る土地の区域及び当該土地に介在し又は隣接して残置することとなる森林又は緑地で開発行為に係る事業に密接に関連する区域をいう。以下同じ。）に開発行為に係る事業の目的、態様、周辺における土地利用の実態等に応じ相当面積の残置し、若しくは造成する森林又は緑地（以下「残置森林等」という。）の配置が適切に行われていること。残置森林等の考え方は次に掲げるとおりとする。  (1) 相当面積の残置森林等の配置については、森林又は緑地を現況のまま保全することを原則とし、やむを得ず一時に土地の形質を変更する必要がある場合には、可及的速やかに伐採前の植生に回復を図ることを原則として森林又は緑地が造成されるものであること。  森林の配置については、森林を残置することを原則とし、極力基準を上回る林帯幅で適正に配置されるとともに、森林の造成は、土地の形質を変更することがやむを得ないと認められる箇所に限って適用するものとする。  この場合において、残置森林等の面積の事業区域内の森林面積に対する割合は、別記2の「事業区域内において残置し、若しくは造成する森林又は緑地」の割合によること。  また、残置森林等は、（中略）変更許可において適用する保全帯の幅は当該変更部分のみとし、変更しない部分の保全帯の幅は、従前の幅を適用する。  なお、（中略）別記2に準じて適切に措置されていること。</p> <p><b>✓別記2主な開発行為の目的別の事業区域内の残置森林等の割合及び森林の配置等</b>  【開発目的：土石等の採取及び残土処分場】  ・森林の配置等  原則として周辺部に幅おおむね30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p>	<p>○残置森林等の幅、森林率について</p> <table border="1"> <tr> <td>森林の配置等</td> <td>30m以上で計画</td> <td>(OK)</td> </tr> <tr> <td>森林率</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>一部造成森林を計画している。</p>	森林の配置等	30m以上で計画	(OK)	森林率		
森林の配置等	30m以上で計画	(OK)						
森林率								

位置図

S = 1/10,000







